

# 4 買手の留意点

<パンフレットP14>

オンライン説明会  
「基礎編」資料抜粋

> 一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引も帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています（経過措置）。

- **基準期間**※1の課税売上高が**1億円以下**又は**特定期間**※2の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、**令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間**に行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満**であるものについては、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能**です。

※1 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

※2 原則として、個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後6月の期間

- 令和11年10月1日以後については、課税期間の途中であっても、この特例の適用はありません。
- 1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

※ 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

## Point

### 区分記載請求書等保存方式との相違点

- 区分記載請求書等保存方式では、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度の開始後は、**この規定は廃止**されています。